

## 環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・ 1
	2016年3月25日から2016年4月24日までに公布された主な環境法令	・・・ 3
	2016年3月25日から2016年4月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・ 4
	2016年3月25日から2016年4月24日までの主な行政情報	・・・ 4
	2016年3月25日から2016年4月24日までの主な裁判情報	・・・ 9
	2016年3月25日から2016年4月24日までの主なニュース	・・・ 9

## 「環境法政策を読む」循環基本計画点検結果

## 第三次循環型社会形成推進基本計画

## 進捗状況の第2回点検結果

第三次循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」）は、平成25年5月閣議決定され、毎年度、着実な実行を確保するため、中央環境審議会において、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされている。平成27年度、第2回目となる点検のための審議が行われ、点検結果が取りまとめられた。施策・取組については、第三次循環基本計画が閣議決定された平成25年5月以降に実施された施策を中心として、進捗状況の点検を実施している。以下に、事業者の取組の課題を抜粋する。

## □ 「第三次循環基本計画の進捗状況の第2回点検結果について」〔抜粋〕

## IV 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題

## 第3節 事業者の取組

## 評価・課題

## 【製造事業者】

- 電子マニフェストの普及とともに、不法投棄件数は年々減少しているなど、廃棄物の適正処理に関する取組は着実に進んでいるものと評価できます。
- 事業系ごみ排出量は、近年横ばい傾向ですが、その増減要因が十分に把握できていないことから、今後、変化の要因を明らかにすると共に、目標達成に向けた更なる取組が必要です。
- 産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量は近年横ばいか微増であり、排出抑制の取組とともに、再生利用の大きな役割を占めるがれき類や鉱さいなどについて、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要です。
- 「エコアクション 21」の認証取得数や環境会計を実施している企業の割合の増加、また環境マネジメントシステムの「ISO14001」の横ばい傾向を踏まえると、企業の環境に対する意識は着実に上昇しているものと評価できる一方で、環境会計を実施している割合や環境報告書を公表している割合、グリーン購入の実施率では、上場企業と非上場企業では乖離がみられることから、非上場企業の取組を進めるための更なる取組が必要です。

## 「環境法政策を読む」 循環基本計画点検結果

- 事業者等の取組により最終処分量の削減は着実に進んでいますが、今後、更なる取組を進めるために再生材の利用や環境配慮設計等の新しい方向性に向けて、業界ごとの特性に応じた、事業者の努力を適正に反映させることができるような指標の検討が必要になります。また、個別の取組が進んだ場合でも、国全体としては悪化してしまう可能性もあり、個々の取組だけでなく国全体の取組状況とその影響を評価する必要があります。
- 再生材の利用を促進する上でコストや技術的な課題があります。単独の業界だけの取組では難しい点もあり、建設業界であれば発注者や設計者など関連する業界を含めた連携が必要です。また、地域によって再生材の需給バランス、再生利用の認定状況、再生材の利用に対する意識が異なっています。今後、再生材の利用を進めるためには、全国共通の認定基準等や東京オリンピック・パラリンピック等の機会を活用した再生材の需要の創出が必要です。また、廃棄物からの卒業の考え方を整理し、再生材を利用した製品として認知されているものも改めて評価していく必要があります。

### 【廃棄物処理業者・リサイクル業者】

- 優良認定された産業廃棄物処理業者数は着実に増加し、また、循環型社会ビジネスの市場規模は、少しずつ増加はしてきているものの、目標達成に向けて、育成に向けた更なる取組を積極的に行う必要があります。
- 取組の規模拡大や多角化ができるような自治体、排出業者、製造事業者の連携が重要になります。そのためには技術面や民間委託に対する理解等が必要になります。一方でユニバーサルサービスとして利益が上がらない地域でもサービスを提供しなければならず自治体との役割分担も重要となります。
- 今後、人口減少等によって人手が不足するといった問題もあります。優良な廃棄物処理業者・リサイクル業者を支援するためにインセンティブの強化を行うことも必要になります。
- 今後再生材の利用を促進する上では製造事業者や単独業界だけの取組では難しい点もあり、再生材の品質の向上も含めた取組が必要です。

### ■ 事業者における留意点

計画達成に向けた展開の方向の 9 番目に「循環資源を原料として用いた製品の需要拡大」が挙げられており、関連する業界や都道府県などを含めた連携、さらに循環資源の基準の設定や需要拡大創出が必要としている。進捗点検の展開の方向においても「循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に向けた取組は、主に事業者により様々な自主的取組が実施されているが、国全体としての取組状況を把握できていないため、実態を把握し、取組を進める上での阻害要因を明らかにする必要がある、とされている。事業者として循環の質に着目した取組を強化していく方向が明確に示されていることに留意し、施策の動向に注視していく必要がある。